

第3章 敷地境界及び敷地内部の防犯対策

3 - 1 施設配置

- (1) 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意することが重要である。また、建物等を増築する場合は、新たに死角となる場所をつくらぬよう既存施設等との関係に十分に留意することが重要である。
- (4) 建物等の配置上、やむを得ず死角となる場所については、防犯監視システムの導入や定期的なパトロールの実施等の対応をとることが重要である。

(1) 見通しの確保

「死角となる場所をなくす」ということは、周囲からの見えやすさを確保し、人の目等により離れたところからでも不審者が識別できるようにすることをいう。

敷地内の建物、屋外施設、門等の各部位の設計については、敷地内外各部からの見通しを確保するとともに、門や建物の出入口などには周囲からの見通しが確保されるように計画することが重要である。

(2) 増築の際の留意点

建物等の増築の際には、既存建物や既存建物と増築建物との間に、新たな死角を生むことが多いため、既存建物との関係に十分配慮した計画とするとともに、教職員や地域等の「人の目」を分散した形で配置することが望ましい。

見通しが確保されにくい場所には、教師コーナー等に「先生の日」やPTA等が利用するクラブハウス、会議室等に「地域の日」を分散する等、「人の目」が確保できる部屋の配置を、増築の際に考慮することが重要である。

死角となるとところで、「人の目」を配置することができない場所については、防犯カメラやセンサー等の防犯設備の設置や、こまめなパトロールの実施等の対策を行うことが重要である。

(2) 職員室、事務室等については、アプローチ部分や屋外運動場等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置することが重要である。また、調理室等についてはサービス用車両の進入頻度も高いことから、その配置や動線計画について配慮することが望ましい。

(1) 管理部門の位置

職員室、事務室等から、アプローチ部分や屋外運動場などが見通せる配置になっていることが望ましい。

職員室、事務室等は、迅速な行動がとれるように1階に計画し、それぞれの部屋から直接屋外に出られるような出入口を設けることが望ましい。2階に配置した場合には、接地階につながる階段をこれらの部屋に近い位置に設ける等、計画上配慮することが望ましい。

(2) サービス部門の防犯対策

外部からの出入りがしやすく、人の目につきにくい位置にある調理室等のサービス部門における出入口については、バックヤード用の門扉等を設けて単独のセキュリティの領域をつくり、IDカードによる施錠コントロール等、防犯設備による対応や時間による出入管理等を行うことが望ましい。



写真 3-1-1 サービス部門の防犯対策例

・給食室への搬入車両用に門扉を設け単独のセキュリティの領域をつくっている。手前が正門、正面が給食室への搬入車両用の門扉。

(3) 特に適切な指示・誘導や介助が必要な幼児や低学年の児童等が活動する施設については、防犯上の安全性を確保するため、テラスや遊び場等の屋外スペースを含めその活動範囲を明確にしたり、敷地境界からの距離を十分に確保することや、非常時に即応可能なように、職員室や事務室等の教職員の居場所から近い位置や見通しのきく位置に配置する等の配慮が重要である。

低学年の児童や幼児は、遊びに夢中になり、突然先生の目の届かない場所に行ってしまう事なども考えられるため、大人によって守られなければならない対象であり、防犯上特に配慮することが重要である。

屋外スペースについては、敷地境界から距離をとり、スペースに余裕を確保すること、行き止まりをつくらないこと等により、非常時に容易に避難ができるように計画することが重要である。さらに、花壇等を設け、子供たちの活動領域を絞りやすいようにしておくことも有効である。

また、非常時に即応可能なよう、職員室や事務室から近い位置や見通しのきく位置に配置することが重要である。さらに、低学年の教室の直近に教師コーナーを設けるなど、必ず誰かの目が子供たちのすぐ傍にあることがより望ましい。



写真 3-1-2

低学年の活動領域を絞った例

・低学年の子供たちの活動領域を絞りやすいよう配慮している。

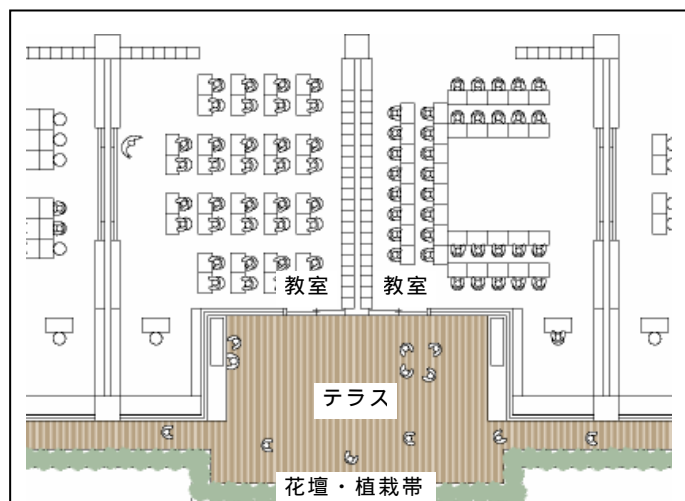


図 3-1-1

ベランダの活動領域設定の例

・屋外空間に花壇や植栽帯等を設け、活動領域を設定している。

3 - 2 門

- (1) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入を防ぎ、かつ、登下校時や避難時に児童生徒等が円滑に敷地内外に出入りすることができるよう、門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。
- (3) 登下校の利便性、サービス用車両の進入等のために、見通しのきかない位置に門を設けざるを得なかったり、死角となったりする場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (4) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。
- (5) 外部からの来訪者が建物内の受付場所へ容易に行くことができるよう、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (6) 外部からの来訪者を確認し不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。

(1) 門の位置

内部からの見通しを確保すると同時に、敷地の外部の人の目に触れやすい位置に設けることが重要である。

職員室や事務室等で、門における人の出入りを把握できる計画とすることが重要である。

(2) 門の構造

不審者の侵入を抑止するとともに、来訪者を迎え入れるためには、門を施錠するなど適切な管理を行うとともに、門の周辺に受付への案内やインターホンの設置等を併せて計画することが望ましい。

通常の登下校の際には、門には大きな開口幅が必要とされる。その結果、出入りのために門の開閉が容易でなくなる場合には、それに加え、傍に通用門を設けること等により、侵入の抑止と来訪者への対応がしやすいように計画することが望ましい。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。

複数の門がある場合、登下校時以外は出入口を限定し、人の出入りを管理しやすい状態にしておくことが有効である。



写真 3-2-1

正面の脇に通用門を設けている例

・事務室（左手）からの見通しを確保しつつ、正面の脇に出入りのための通用門及び来訪者用のインターホンを設けている。

（3）防犯設備等による対応

見通しのきかない場所に設置された門については、学校や地域の状況に応じ、インターホンやセンサー等の防犯設備や電気錠を設置し、開閉を遠隔操作すること等も考えられる。センサー等については、登下校の際にセットするのは現実的ではなく、セットする時間帯を考慮して運用を行うことが重要である。

守衛あるいはその役割を果たす人（ボランティアや地域のシルバー人材などが考えられる）が配置される場合には、門の直近や門を見通せる位置に、そのための施設を計画することが望ましい。

3 - 3 囲障

(1) 学校の領域性を確保し不審者の侵入を防ぐため、周辺地域の状況や施設の配置に応じて守るべき領域の境界に囲障を計画することが重要である。

(1) 守るべき領域の境界としての囲障

守るべき領域については、敷地から教室まで様々な設定の仕方があり、一つの領域の防犯機能に頼りすぎると、万が一不審者に侵入された際、適切な対応ができず、かえって危険な状態となり得る。守るべき領域を段階的に設定し、それぞれの領域について適切な防犯対策を組織的に実施することが重要である。この意味で、囲障については、侵入を直接防止することに加え、守るべき領域を明確にするという役割も踏まえて計画することが重要である。

(2) 囲障の形態

囲障の形態については、下記のようなものが想定される。選択する際は、地域の状況やソフト面の安全管理体制等を十分に考慮して検討することが重要である。

物理的な境界を設けずに学校の安全を確保するためには、日常的に地域と連携し防犯体制を整備すること、建築計画的・設備的な対応に万全を期すこと、警備員配置等ソフト的に対応することなど、総合的に計画することが重要である。

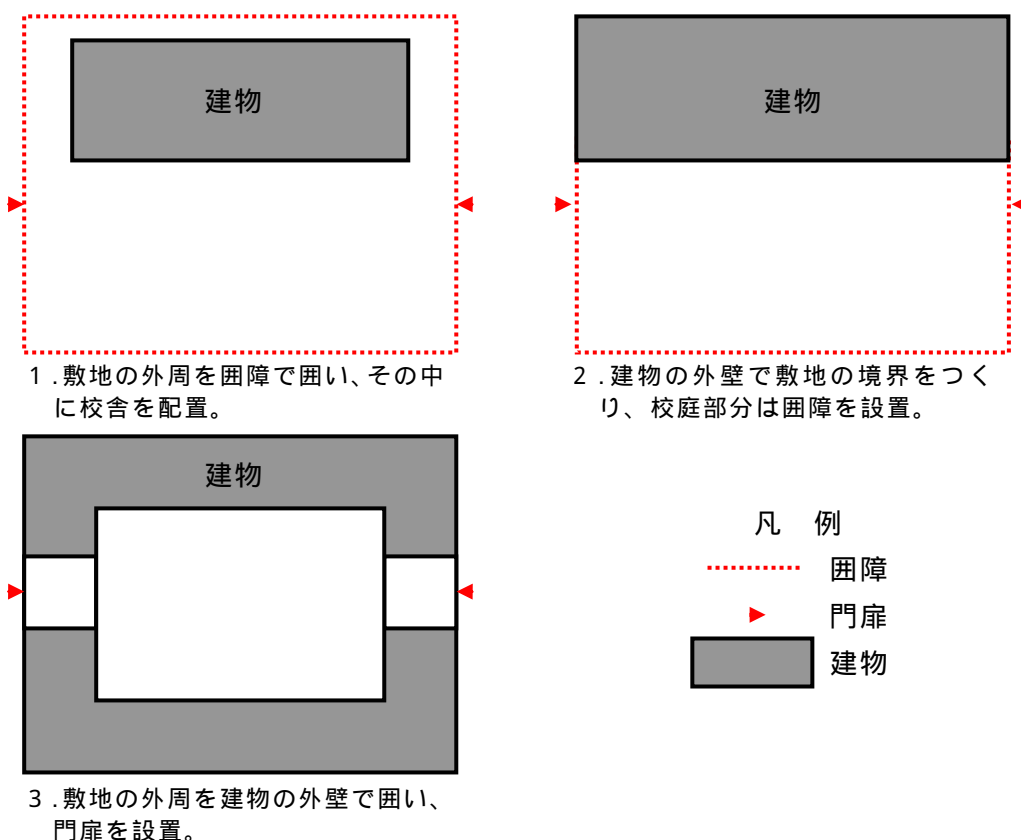


図 3-3-1 敷地・建物・囲障の関係図

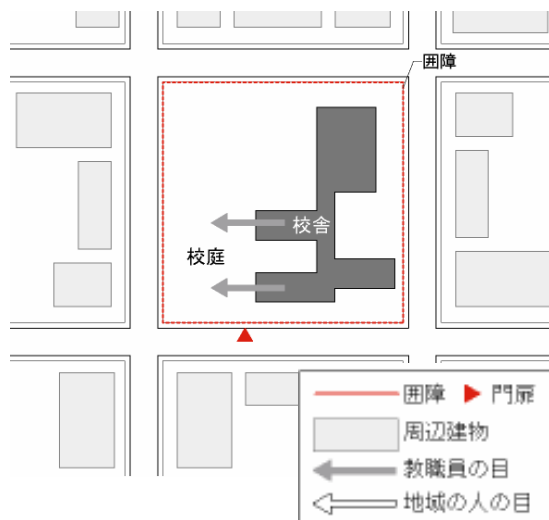


写真 3-3-1 敷地の外周を囲障で囲い、その中に校舎を配置した例

- ・敷地の外周を、ネットフェンスと植栽を組み合わせ、景観的に配慮した囲障で囲い、その中に校舎を配置している。

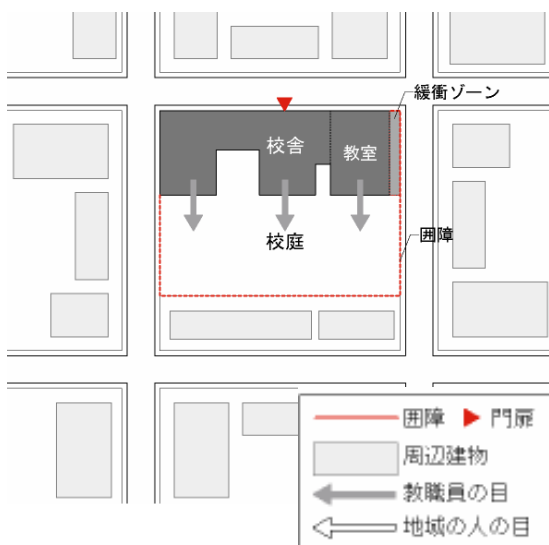


写真 3-3-2 建物の外壁で敷地の境界をつくり、校庭部分は囲障を設置した例

- ・建物の外壁が直接敷地の境界をつくっているが、教室が直接道路に面する部分には、間に緩衝ゾーンとしてテラスを挟んで、スクリーンを設けている。



写真 3-3-3 敷地の外周を建物の外壁で囲い、門扉を設置した例

- ・ 建物の外壁で境界を作り、導入部に門扉を設け、敷地外周部の領域を形成している。この例は、中庭（校庭）を校舎が取り囲む平面形で、境界内に入ると周りから見られるような形になっている。しかも地域のコミュニティ施設等との複合施設であり、来訪者が多くの地域の人々の目に入る空間構成になっている。

- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用することが重要である。また、周辺環境との調和を図るため、植栽等と組み合わせることも有効である。
- (3) 学校建物が周辺建物と密接して立地している場合等で、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが重要である。
- (4) 不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。

(1) 見通しのよい囲障

ブロック塀や万年塀等は周辺からの見通しを妨げることとなる。防犯の面からは、学校内部から視線が通り、敷地の外の様子を把握できることが望ましく、死角を作らないフェンス等を採用することが重要である。

(2) 囲障の景観的側面

学校の敷地周長は長く、地域の中で道路景観に及ぼす影響は大きい。従って、周辺環境との調和や潤いのある景観を作るためには、視線が通るデザインのものであっても、フェンスだけではなく植栽等と組み合わせることも有効である。



写真 3-3-4 敷地境界に植栽を施した潤いのある景観の囲障

・敷地境界に植栽を施し、歩道側の植栽とあわせて緑豊かな歩行者空間を形成している。

- (1) 夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる間隔で外灯を設置することが重要である。その際、省エネルギー対策や近隣の住宅への影響等にも留意することが望ましい。
- (2) 不審者が侵入する可能性のある場所や通用門、駐車場等に、外灯の外にセンサー付きライト等を必要に応じ設置することも有効である。

(1) 明るさの確保

冬季の夕方等はかなり暗くなるため、登下校時に利用するアプローチ、門扉、建物周囲等には、適切な位置に道路の照明とのバランスを考慮して外灯を設け、暗がりをつくらないようにすることが重要である。

(2) 地域における位置づけ

外灯の設置に際しては、国、都道府県、市町村といった道路管理者や、地域住民等の参画により、総合的に計画することが重要である。

地域開放を行うゾーンを敷地外周部の近い位置に配置し、街路側に明かりが灯るようにすることも、一般の通行人に安心感が与えられ有効である。

(3) 照度のバランス

場所による極端な明暗の差が生ずると、わずかな暗がりでも視認できなくなることがあるため、人の行動を適確に視認するためには、ある程度均質な照度分布を確保することが重要である。

少数の外灯で必要照度を確保する計画の場合には、高輝度で高さのあるポール状のものを採用することとなるため、近隣への影響を考慮することが重要である。また、照明器具を選ぶ際には、配光分布等に十分注意を払うことが重要である。

(参考) 人の行動を視認できる程度の照度

4m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度をいい、水平面照度が概ね3ルクス程度のものをいう。

(出典：「安全・安心まちづくり推進要綱」平成12年2月 警察庁)

【参照】http://www.pdc.npa.go.jp/pub_docs/notification/seian/seianki/seianki20000224.pdf

(4) センサー付きライト

センサー付きライトは、警戒域に入ると点灯するため、不審者を驚かせる意味で効果的である。従って、通用門、駐車場等、目的のある人しか近寄らない場所等に配置することが有効である。

3 - 5 植栽

敷地周辺、敷地内の植栽については、環境に潤いを与える等の緑の持つ効果にも留意した上で、校舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないよう植栽計画を立案することが重要である。また、樹種、樹高等に応じ定期的に剪定する等の維持管理を行うことも重要である。

(1) 豊かな環境としての緑

緑豊かな環境は、心理的に落ち着きを与え、犯罪を生むことへの抑止力につながることも考えられ、防犯対策上有効である。

(2) 見通しの確保

敷地境界部の植栽については、校舎内と敷地周囲相互に視線を通すことが重要であり、目の高さの部分については、視線が通るように剪定されていることが望ましい。中高木は、植えられた樹木の成長段階によって、このような条件が満たせない場合もあり、葉が密なものより、透けるような樹種を選択する方が有効である。



写真 3-5-1 視線を通しかつ敷地境界部を緑豊かな景観にしている例

・敷地境界から建物を後退させ、敷地境界部に視線を通しかつ積極的な緑化を施し、潤いのある景観をつくっている。

第3章

3 - 6 駐車場、駐輪場

- (1) 自動車や自転車等を使用する来訪者を適確に確認できるよう、駐車場や駐輪場の配置、構造等に留意することが重要である。
- (2) 校舎内や周囲からの見通しを確保し、駐車場や駐輪場の中に死角を生じないよう配慮することが重要である。
- (3) 夜間における不審者の侵入や犯罪を防止するため、駐車場や駐輪場に外灯を設置し、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することが望ましい。

駐車場や駐輪場は、自動車や自転車により見通しのききにくい場所になりやすい。したがって屋根付の場合にも、できるだけ昼夜ともに暗がりをつくらぬよう配慮することが重要である。

来訪者を適確に確認できるように計画することが望ましいが、囲障の外側に駐車場等を配置し校舎内から見通すことが困難な場合には、周囲から見通しがきくようなしつらえとし、安全性を高めることが望ましい。

一つの出入口に対し、駐輪スペースの奥行が長くなることは、非常時の避難を考えると望ましくない。駐輪場は、行き止まりの形状にならないように計画することが重要である。



写真 3-6-1 職員室からの見通しが良い駐輪場

- ・駐輪場を職員室から見通しの良い位置に配置している。駐輪場への出入口を多く確保し、避難上も有効な計画としている。